

公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会評議員及び役員報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会（以下「協会」という。）の定款第14条第1項及び第31条第1項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬の支給について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したとき、又は評議員としての業務を行ったとき（定款第21条に定める決議の省略に係るときを除く。）は、日額9,000円の報酬を通貨で支給する。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その報酬の金額からその控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員には、月額報酬及び期末報酬を支払う。

- 2 前項の月額報酬には、通勤手当相当額を含むものとする。
- 3 常勤役員には、退職手当を支給しない。
- 4 常勤役員の報酬の支給方法については、本人が指定した本人名義の金融機関への口座払の方法により行うものとする。
- 5 職員を兼務する常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて職員給与として支給することができる。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員が、理事会等に出席したとき、監査を行ったとき、又は役員としての業務を行ったとき（定款第38条に定める決議の省略に係るときを除く。）は、日額9,000円の報酬を通貨で支給する。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その報酬の金額からその控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(決定基準)

第5条 常勤役員の報酬額は、その職務を勘案して、各年度ごとに理事会で決定するものとする。

(他の団体からの派遣役員の取扱い)

第6条 前条の規定にかかわらず、他の団体（以下「派遣元」という。）から協会に派遣され、協会の常勤役員に就任することとなった者の報酬額は、協会と派遣元と

の間において締結した協定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、協会の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日登記済)

(経過措置)

2 協会の設立の登記の日以後の最初の報酬総額は、定款第31条第1項の規定に基づき評議員会が定めるまでの間、この規程の施行前に理事会の決議により定めた額をもってこの額とみなす。